

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

グループホーム つくしの家
令和5年8月1日

1. 基本的な考え方

感染症等の予防及びまん延防止に留意し、感染症発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、収束を図ることは、当施設にとって安全対策上及び利用者へのサービスの質を保つ上で重要である。感染症等の発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備し、安心、適切なサービスの提供ができるように本指針を作成する。

2. 感染症等予防及びまん延の防止のための体制

(1) 感染対策委員会の設置

①設置の目的

施設では、感染症予防及びまん延の防止のため、感染対策委員会を設置する。

②感染対策委員会の構成委員

ア) 介護統括責任者

イ) 管理者

ウ) フロアリーダー

エ) その他、管理者が必要と認める者（協力医療機関など）

③感染対策委員会の開催

定期的に年2回以上（4月及び10月を基本とする）開催し、感染症発生時必要な際は随時開催する。

*この委員会の責任者は管理者とし、その時参加可能な委員で構成する。

④感染対策委員会の役割

- ・ 感染症対策マニュアルの作成、見直し
- ・ BCP 作成、見直し
- ・ 感染対策に関する年2回以上の職員研修と新規採用職員への研修
- ・ 新規利用者の感染症の既往の把握
- ・ 職員の健康状態の把握
- ・ 感染発生時の対応と報告

3. 平常時の対応

(1) 施設内の衛生管理

- ・感染症の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。
- ・日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に実施し、施設内衛生管理、清潔の保持に努める。

(2) 利用者の健康管理

- ・利用者の既往歴について把握する。
- ・利用者の日常を観察し、体調の把握に努める。
- ・利用者の体調、様子などを共有する方法を構築する。

(3) 職員の健康管理

- ・感染症の既往歴やワクチン接種状況を把握する。
- ・職員の体調把握に努める。
- ・体調不良時の申請について、申請しやすい環境を整える。
- ・職員へ感染対策の方法を教育、指導する。
- ・職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育、指導する。
- ・業務中に感染した場合の方針を明確にし、対応について準備する。

(4) 感染症予防と対策

- ・職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用する。また、血液、体液、排泄物、吐しゃ物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。
- ・利用者の異常をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察する。
- ・十分な必要物品を確保し管理する。

4. 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、まん延、拡大防止のため速やかに対応を取ります。

(1) 発生状況の把握

- ・感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する。
- ・施設全体の感染者及び感染疑いの感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行う。

(2) 感染拡大の防止

- ・感染者及び感染疑い者の対応方法を確認し、周知、指導する。
- ・感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する。
- ・感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスク着用、手指消毒、行動制限など）の協力を依頼する。
- ・感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族等）の体調を確認する。
- ・ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒する。
- ・職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す。

(3) 関係機関との連携

(A) 医療機関との連携

- ・感染者及び感染疑い者の状況を報告し、対応方法を確認する。
- ・診療の協力を依頼する。
- ・医療機関からの指示内容を施設内で共有する。

(B) 保健所との連携

- ・疾病の種類、状況により報告を検討する。
- ・感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。
- ・保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する。

(C) 行政関係機関との連携

- ・報告の必要性について検討する。
- ・感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。

5. 感染症に関する苦情

感染症に関する苦情については、その都度、適切に対応する。

6. 当該指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当法人ホームページに掲載し、利用者及び家族が自由に閲覧することができます。